日本福祉のまちづくり学会関東甲信越支部規則

制定　平成２３年１２月３日

改正　平成２７年６月１３日

（組織・名称）

第１条 一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「本法人」）の支部運営規約第３条に基づき、日本福祉のまちづくり学会関東甲信越支部（以下「本支部」）を設置する。本規則は支部運営規約第５条で定められた関東甲信越支部の組織・運営を定めることを目的とする。

（事務局）

第２条 本支部の事務局は、東京都新宿区に置く

（目的）

第３条 本支部は、本法人の定款で定められた目的にあげる、市民生活並びに福祉のまちづくりに関わる理論、研究及び技術の向上と発展に寄与し、本法人と連携しながら、関東甲信越地域においてその実践、普及、啓発を推進することを目的とする。

（事業）

第４条 本支部は、本法人の定款で定められた事業である、理論・研究・技術向上に関する調査研究を行い、研究会・講演会・研修会・見学会等の開催、および支部構成員相互の情報交換、および広報・宣伝・印刷物の刊行及び頒布を行い、国際協力などその他必要な事業を行う。

（支部構成員）

第５条 支部構成員は、本法人が定める会員を支部構成員とする。

（支部総会）

第６条 支部総会は、本法人の正会員かつ支部構成員で構成する。支部総会は毎年１回、年度終了後、２ヶ月以内に開催する。支部総会は支部長が招集し、支部総会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の時は、議長がこれを決定する。

（支部役員）

第７条 本支部に次の支部役員を置く。

(1) 支部長 　１名

(2) 副支部長 ３名以下

(3) 事務局長 １名

(4) 幹事 　　２０名以下

(5) 監事 　　２名以下

支部長は、支部運営規約第４条第１項の規定により選出される。副支部長、監事は総会で選出し、幹事は支部長が任命する。

また、幹事のうち１名を事務局長として支部長が任命する。

（支部役員会）

第８条 支部役員は、支部役員会を構成し、重要事項を審議、決定する。

（支部役員の任期）

第９条 支部役員の任期は本法人で定めた代議員の任期に準じ２年とし、再任を妨げない。ただし、役員は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営経費）

第１０条 本支部は本法人からの支部支援費および事業収入によって運営される。

（決算報告）

第１１条 本支部の収支決算は、年度終了後２ヶ月以内に監事の監査を経なければならない。決算報告及び予算案は、支部総会で承認を得るものとする。本支部の会計年度は、本法人の事業年度に準じる。

（規則の改正）

第１２条 支部規則は、支部総会において出席者の3 分の2 以上の議決を経て、かつ、理事会の承認を得るものとする。

（顧問及び相談役）

第１３条 本支部に顧問及び相談役を置くことができる。これらは支部役員会の承認を得て、支部長が委嘱する。顧問の任期は２年とし、再任を妨げない。

附則

１．この規則は、平成23年12月3日をもってその効力を発する。

２．一部改正し、平成27年6月13日から施行する。